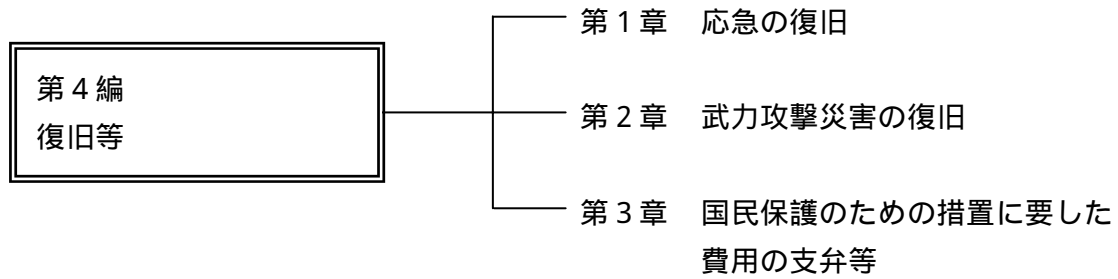
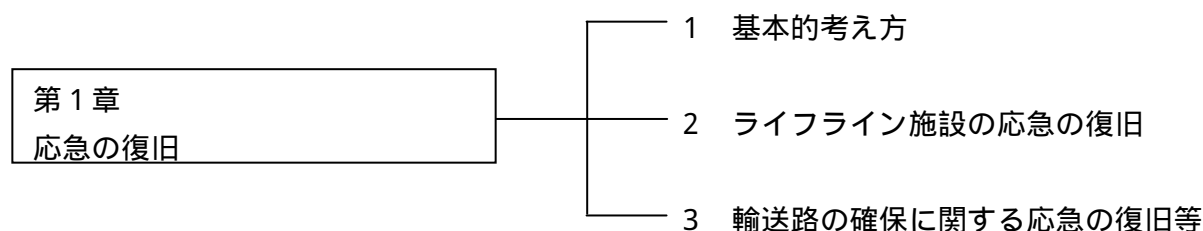


第4編 復旧等



第1章 応急の復旧



1 基本的考え方

(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等（施設を所管する各部局）

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧（防災危機管理局）

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等の通信機器に被害が発生した場合は、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 国に対する支援要請（防災危機管理局）

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員及び資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 県が管理するライフライン施設の応急の復旧（施設を所管する各部局）

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援（防災危機管理局、環境森林部、企業庁）

県は、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である市町村並びに指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、要請に応えるよう努める。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置（防災危機管理局、県土整備部）

県対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。県南部に関しては、陸路のみならず、海路における輸送路の確保にも努める。

(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧（農水商工部、県土整備部）

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、港湾施設及び漁港施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去等その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

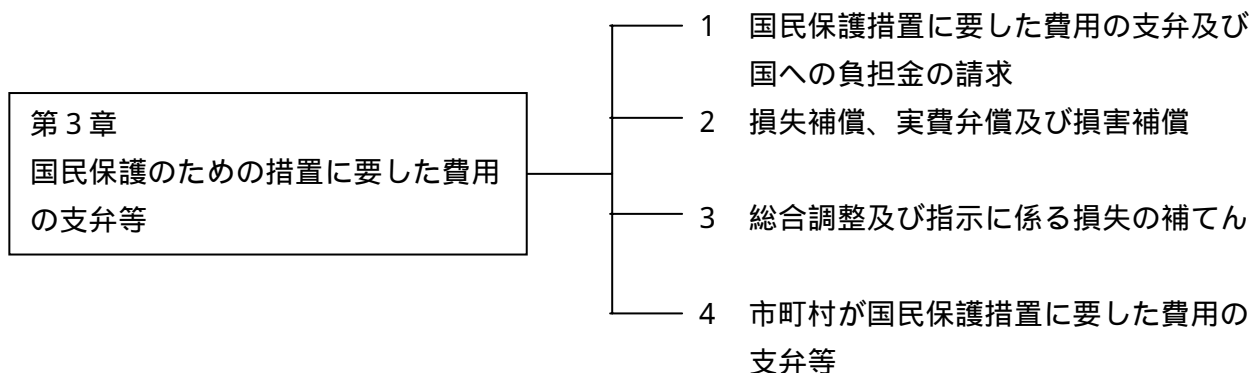
(1) 国における所要の法制の整備等（防災危機管理局）

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるため、県は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

(2) 県が管理する施設及び設備の復旧（施設を所管する各部局）

県は、武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ的確かつ迅速な復旧を行い、また、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護のための措置に要した費用の支弁等



1 国民保護措置に要した費用の支弁及び国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法（各部局）

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管（各部局）

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償（防災危機管理局、生活部、健康福祉部、環境森林部、農水商工部、県土整備部、警察本部）

県は、法に基づく土地及び建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償（健康福祉部）

県は、法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償（防災危機管理局、健康福祉部）

県は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（防災危機管理局）

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

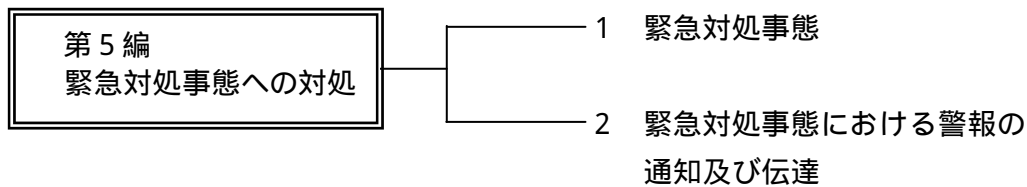
(1) 国に対する負担金の請求等（市町村）

市町村が国民保護措置の実施に要した費用の支弁、国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償（市町村）

法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

第5編 緊急対処事態への対処



1 緊急対処事態（各部局）

県国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラ及び特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、県は、緊急対処事態県対策本部の設置及び緊急対処保護措置の実施等の緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達（防災危機管理局）

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

国民保護計画用語集

| | | |
|--------|-----------|--|
| あ 行 | 安定ヨウ素剤 | 揮発性の放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばくを低減するための防護剤であり、安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺への放射線影響を低減することが可能 |
| | e - ラーニング | パソコン、インターネットを利用して、理解の進捗を確認しながら進めていく学習方法 |
| | NBC 攻撃 | 核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃 |

| | | |
|--------|----------|---|
| か 行 | 化学剤 | 化学兵器に用いられる化学物質で、その有する毒性や刺激性等によって人体に害を及ぼすもの(サリン、VX等) |
| | 核兵器 | 核兵器とは、核分裂による熱核反応・核融合反応等による熱、光・放射線、爆風等による破壊若しくは人畜に致死又は悪影響を与える兵器の総称で放射能兵器を含めることもある。 |
| | ゲリラ・特殊部隊 | ゲリラは不正規軍の要員で、特殊部隊は正規軍の要員 |
| | 広域緊急援助隊 | 高度な救出救助能力を有し、大規模災害時に広域的に活動する警察の部隊 |

| | | |
|--------|---------|--|
| さ 行 | 除染 | 人体及び施設に付着した有害物質を洗浄及びふき取りによって除去したり、中和、殺菌して無害化したりすること。 |
| | スクリーニング | 放射性物質等による汚染が、除染が必要な程度かどうかふり分けすること。 |
| | 生物剤 | 生物兵器に用いられる病原微生物又はその毒素で、その病原性によって人体に害を及ぼすもの |
| | 相互応援協定 | 災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間で締結する協定 |

| | | |
|--------|---------|---|
| た 行 | ダーティーボム | 爆薬の爆発力によって放射性物質をまき散らす爆弾 |
| | 弾道ミサイル | ロケット推進により発射された後、放物線の軌道(弾道軌道)で飛ぶ対地ミサイル |
| | テロ | テロリズム(英terrorism)の略 一定の政治目的のために、暗殺、暴行、粛清等の直接的な恐怖手段に訴える主義。暴力主義。また、その行為。(国語大辞典(新装版)小学館1988) 現代では多くの場合、国家・政府ではなく過激派・反体制による暴力的主張・暴力行為について用いられるが、国家・政府が反体制側に暴力的弾圧を加える場合にもまれに用いる。 |
| | 特殊部隊 | 軍隊及び警察並びにそれに準ずる組織(情報機関及び治安組織)において、特殊な任務を担当する部隊及び部署の総称 |
| | トリアージ | 一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大効果を得るため、傷病者の緊急度及び重症度によって治療の優先度をつけること。 |

| | | |
|--------|--------|--|
| は 行 | 輻輳 | 交換機及びネットワークの処理能力を超えて通信量が発生し、通信が滞ること。 |
| | 防護服 | 放射性物質、化学剤、生物剤、爆発物等危険な物質を扱う場合又は消火活動を行う際に、作業者を保護するための装備 |
| | 防災行政無線 | 県、市町村及び関係機関が相互に又は市町村から住民に対して、防災情報及び一般行政用務の通信・放送をするために用いる無線システム |

| | | |
|--------|--------------------|---|
| や 行 | 有事関連三法(武力攻撃事態関連三法) | 「安全保障会議設置法の一部を改正する法律」、「事態対処法」、「自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律」の三法 |
| | 有事関連七法 | 「米軍支援法」、「国民保護法」、「特定公共施設等利用法」、「外国軍用品等海上輸送規正法」、「国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法」、「捕虜等の取り扱いに関する法」、「自衛隊法の一部改正〔ACSA(日米物品役務相互提供協定)改定に伴う国内法整備〕」の七法 |

資料編(案)

1. 県の地理的、社会的特徴に係る資料
 - ・ 県の地形図等
 - ・ 県の平均気温、降雨量グラフ等
 - ・ 市町村別人口、人口密度、年齢構成等一覧表等
 - ・ 市町村別昼夜人口一覧表等
 - ・ 県内の幹線道路図等
 - ・ 県内の鉄道、港湾位置図等
 - ・ 県内の自衛隊施設に関する資料
 - ・ 県内の石油コンビナート施設等に関する資料
 - ・ 県内の大規模集客施設位置図等

2. 避難、救援に関する資料
 - ・ 輸送経路、輸送力のリスト
 - ・ 避難施設のリスト
 - ・ 備蓄物資のリスト
 - ・ 関係医療機関のリスト
 - ・ 救護班のリスト
 - ・ 墓地及び火葬場のリスト
 - ・ 大規模集客施設等のリスト

3. 関係法令、条例、要綱、要領、様式等

4. 各種協定
 - ・ 相互応援協定
 - ・ 関係機関との協定一覧等

5. 関係機関連絡先一覧